

会 議 の 経 過

開 議 午前10時00分

平成29年9月15日（第10日目）

議 長（佐藤孝悟君）

ただいまから、平成29年平泉町議会定例会9月会議第10日目の会議を開きます。

ただいまの出席議員は全員です。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、諸般の報告を行います。

本定例会9月会議に町長から追加提出された議案は、お手元に配付した議案送付書のとおり受理したので報告します。

以上で議長の諸般の報告を終わります。

これより本日の議事日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。この日程で進めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（佐藤孝悟君）

異議なしと認めます。

したがって、この日程で進めることに決定しました。

直ちに本日の日程に入ります。

議 長（佐藤孝悟君）

日程第1、請願第2号、日本政府がすみやかに核兵器禁止条約に署名し、国会が批准することを求める請願の取り下げについてを議題とします。

請願者から、平成29年9月12日付をもって請願の取り下げ願が提出されました。

これから請願第2号、日本政府がすみやかに核兵器禁止条約に署名し、国会が批准することを求める請願の取り下げについてを採決します。

この採決は起立によって行います。

この請願の取り下げについて承認することに賛成の方は起立願います。

（「議長」の声あり）

議 長（佐藤孝悟君）

6番、高橋伸二議員。

6番（高橋伸二君）

今、議長の采配をお聞きしますと、請願者から請願書取り下げ願が出されたものの採決を行うと、こういうふうに言われましたが、採決をしなければならない法的な根拠は何なんでしょうか。少なくとも平泉町議会会議規則、あるいは運用規則、これを見ても請願の取り扱いを取り下げる

場合の扱いについては何ら明記されておられません。同時に、平泉町議会の中では請願の取り扱いにかかわる要綱ないしは要領についても定められていないと。

この請願の日付を見ますと、9月12日になってございます。自治法的な解釈をいたしますと、議会で議決をして委員会付託をしたわけでございます。そして、その委員会付託をした結果についての報告がなされない間に、9月12日の日付ですから、そうですよね。受理も9月12日です。その間になされた請願の取り下げを採決するということについては、何ら自治法の中では定めておりません。

かてて加えて、取り下げを求めてきているものに対して採決をすることに平泉町議会としてどのような意義と意味があるのでしょうか。まず、このことについてお聞かせ願いたい。

議長（佐藤孝悟君）

これに関しましては、議会運営委員会のほうで決定したことでございます。

6番、高橋伸二議員。

6番（高橋伸二君）

すみません、議事進行で発言をさせていただきますけれども、議会運営委員会で決めたことと言われますが、議長はどのようなこの請願の取り下げ書をめぐって判断をされたのですか。少なくとも、議長宛てに12日付で請願書の取り下げが出されているわけですよ。そうすると、何ら取り下げにあたっての手続、手順が定められていない本議会の場合には、議長の裁量権の中で、議長が受理をした以上は、受理をしてハンコついてあるわけだから、議長が受理をした以上は、議長の裁量権の中で取り下げについての承認を求めるといふ提起をすべきではないですか。理由も説明しないでそういう言い方はないでしょう。

議長（佐藤孝悟君）

まず、いずれにしましても……

（発言する声あり）

議長（佐藤孝悟君）

休憩します。

休憩 午前10時06分

再開 午前10時45分

議長（佐藤孝悟君）

再開します。

議会運営委員会で協議の結果、この請願の取り下げについては、起立採決ではなく、議長がお諮りすることで承認することといたしました。

お諮りします。

請願第2号、日本政府がすみやかに核兵器禁止条約に署名し、国会が批准することを求める請願の取り下げについて、これを承認することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(佐藤孝悟君)

異議なしと認めます。

したがって、請願第2号、日本政府がすみやかに核兵器禁止条約に署名し、国会が批准することを求める請願の取り下げについては承認することに決定しました。

議長(佐藤孝悟君)

日程第2、認定第1号から日程第10、認定第9号までの平成28年度平泉町一般会計歳入歳出決算及び特別会計歳入歳出決算並びに水道事業会計決算の認定についての認定案件9件を一括議題とします。

この認定案件9件について、決算審査特別委員長の報告を求めます。

決算審査特別委員長、千葉勝男議員。

10番、千葉勝男議員。

10番(千葉勝男君)

委員会審査報告を行います。

委員会報告書。決算委員長の千葉勝男でございます。

認定第1号、平成28年度平泉町一般会計歳入歳出決算の認定について、認定第2号、平成28年度平泉町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第3号、平成28年度平泉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第4号、平成28年度平泉町健康福祉交流館特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第5号、平成28年度平泉町町営駐車場特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第6号、平成28年度平泉町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第7号、平成28年度平泉町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第8号、平成28年度平泉町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第9号、平成28年度平泉町水道事業会計決算の認定について。

本委員会に付託された平成28年度一般会計歳入歳出決算及び特別会計歳入歳出決算並びに水道事業会計決算は審査の結果、次の意見を付して認定すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

裏面をお開きいただきます。

審査意見。

1、町税及び税外収入の未済については、新たな収入未済の発生防止を図るとともに、一層の縮減に努力されたい。

2、委託事業、補助事業及び交付金事業については、その成果の検証・報告を積極的に行い、効果的に取り組まれたい。

3、子育て支援については、心身の健全な発達を図るため、実効性のある施策の展開に努力されたい。

4、農業振興にあたっては、耕作放棄地の増大を防ぎ、農地の有効活用を促進するための施策

を展開されたい。

以上であります。よろしくお願い申し上げます。

議長（佐藤孝悟君）

以上で決算審査特別委員長の報告を終わります。

これより順次採決します。

認定第1号、平成28年度平泉町一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（佐藤孝悟君）

起立全員です。

したがって、認定第1号は認定することに決定しました。

次に、認定第2号、平成28年度平泉町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（佐藤孝悟君）

起立全員です。

したがって、認定第2号は認定することに決定しました。

次に、認定第3号、平成28年度平泉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（佐藤孝悟君）

起立全員です。

したがって、認定第3号は認定することに決定しました。

次に、認定第4号、平成28年度平泉町健康福祉交流館特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（佐藤孝悟君）

起立全員です。

したがって、認定第4号は認定することに決定しました。

次に、認定第5号、平成28年度平泉町町営駐車場特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長(佐藤孝悟君)

起立全員です。

したがって、認定第5号は認定することに決定しました。

次に、認定第6号、平成28年度平泉町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長(佐藤孝悟君)

起立全員です。

したがって、認定第6号は認定することに決定しました。

次に、認定第7号、平成28年度平泉町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長(佐藤孝悟君)

起立全員です。

したがって、認定第7号は認定することに決定しました。

次に、認定第8号、平成28年度平泉町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長(佐藤孝悟君)

起立全員です。

したがって、認定第8号は認定することに決定しました。

次に、認定第9号、平成28年度平泉町水道事業会計決算の認定についてを採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長（佐藤孝悟君）

起立全員です。

したがって、認定第9号は認定することに決定しました。

議長（佐藤孝悟君）

日程第11、議案第40号、財産の取得に関し議決を求めることについてを議題とします。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

高橋建設水道課長。

建設水道課長（高橋誠君）

議案書12ページをお開きいただきたいと思います。

議案第40号、財産の取得に関し議決を求めることについての補足説明をさせていただきます。

議案第40号参考資料によりご説明をいたします。

（仮称）平泉スマートインターチェンジ整備事業に伴う関連駐車場整備を行うために用地買収を行うもので、場所につきましては図面に赤く着色しているところでございます。

取得する土地は、平泉字祇園185番地1、2,660.62平米、平泉字祇園196番地1、2,733.96平米の2筆、合計5,394.58平米を2,481万5,068円で取得しようとするものでございます。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条に規定する1件の考え方につきましては、平成26年5月22日の土地取得に係る損害賠償控訴事件におきまして、名古屋高裁での判決で1契約とするという判例が出ていますことから、該当する本契約のみの議決をいただこうとするものでございます。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

議長（佐藤孝悟君）

これで担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

10番、千葉勝男議員。

10番（千葉勝男君）

合計面積で5,394平米ですから5反3畝ということになりますが、ざっとこうして見ただけでも、反当400万ということですが、価格について反当400万がいいのか悪いのか、その基本となるそのものはどこから出してきたのでしょうか。

議長（佐藤孝悟君）

高橋建設水道課長。

建設水道課長（高橋誠君）

買収単価の決定につきましては、不動産鑑定を行いまして決定してございます。それで、基準値の価格を定めまして、それを基準に、形状による補正あるいは面積による補正等をかけて、それぞれの買収単価を決定しているということになります。

議長（佐藤孝悟君）

10番、千葉勝男議員。

10番（千葉勝男君）

一般的に田んぼの売り買いの価格から見れば、とんでもない高いものだというようには思いますが、ここで私がどうこう言ってもはじまるわけではありませんが。いずれこういう大事業にかかわる部分の土地というのは、遊水地事業であったり、その他もろもろのもので、私たちの想像を絶するほど高いなという、そういう気持ちで今お聞きをしたところであります。

以上です。

議長（佐藤孝悟君）

そのほか質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

討論なしと認めます。

これから議案第40号、財産の取得に関し議決を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（佐藤孝悟君）

起立全員です。

したがって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

議長（佐藤孝悟君）

日程第12、議案第41号、財産の取得に関し議決を求めることについてを議題とします。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵毅志君）

それでは、議案書の13ページをお開きいただきたいと思います。

議案第41号、財産の取得に関し議決を求めることについての補足説明をさせていただきます。

今回の提案につきましては、平泉町消防団第4分団の第4区屯所の中に配置してございます、昭和59年8月に購入し、33年が経過した小型動力ポンプつき積載車の老朽化に伴い、新たに新車の小型動力ポンプ積載車1台を購入し、町の防災力の強化を図ろうとするものでございます。

それでは、参考資料の2ページ、第41号参考資料によりご説明をいたします。

まず、3ページの仕様の説明をさせていただきます。

仕様につきましては、1、材質の規格でございますけれども、（1）材料及び部品は、全て新

規製品を使用すること、(2) 保護枠、計器板、蝶番、手すり、握り棒等その他金属露出部分及び外部に取りつけるボルト、ナット類は全てステンレス製または良質なメッキを施したものを使用すること、(3) コーキング及びシーリング類は、経年劣化により硬化しない弾力性のあるものを使用すること、(4) その他の材料は次によること、ア、プラスチック類は、難燃性のものを使用すること、イ、ゴム製品及び合成樹脂製品は、耐油性のものを使用すること。

2番、シャシでございます。(1) シャシ及びエンジンは寒冷地仕様の最新のものとし、登録された車重量の状態ですべて耐え得るものであること、(2) シャシは、2017年式ダブルキャブオーバー型ディーゼルエンジンの低床型4輪駆動車として、パワーステアリング、エアコン、パワーウィンドウ、ABS、運転席エアバック、排出ガス浄化スイッチつきとする。また2016年度新型承認になったものを認める。(3) 主要諸元でございます。ア、エンジンについては水冷4サイクルディーゼルエンジン、イ、総排気量については2,900cc以上、ウ、エンジン出力140馬力以上、エ、トランスミッション、マニュアル、オ、駆動方式、4輪駆動(低床型)、カ、ステアリングについてはパワーステアリング、キ、乗車人員は6名、ク、ホイールベースは2,200ミリから2,400ミリ、ケ、最大積載量1,000キログラム以上。

3、車両の主な装備品。(1) エンジン回転計、(2) 後方警報器(点滅時消音式)、(3) ABS装置、(4) ヘッドライト、フォグランプ、(5) サンバイザー(運転席、助手席)とサイドバイザー、(6) 寒冷地仕様、その他メーカー標準装備品でございます。

4、車両のキャブ艙装につきましては記載のとおりでございますけれども、キャブ内の乗車人員につきましては(9)に記載しておりますとおり6名となるものでございます。

5、完成車の寸法及び重量。(1) 全長5,000ミリメートル以下、(2) 全高2,400ミリメートル以下、(3) 全幅1,800ミリメートル以下、(4) 車両総重量3,000キログラム未満、(5) 最低地上高750ミリメートル以下。

6、主な装備品でございます。(1) 小型動力ポンプ積載レール、(2) はしご固定装置、(3) 照明装置でございます。

7の積載部の艙装、8の取付品及び取付装置、9、電装品関係、10、赤色警光灯及び特殊赤色警光灯につきましては記載のとおりでございます。

次に、4ページ裏の最下段、第3の塗装及びステッカー等でございますけれども、1、塗装要領につきましては記載のとおりでございますが、(7)で納入後通常の使用で3年以内に変色、剥離、浮き上がり、割れ等の損傷が生じた場合の受注者責任による再塗装の義務を課しているところでございます。

2の塗色、3の文字につきましては記載のとおりでございます。

次に、第4の消防動力ポンプでございますが、この小型動力ポンプにつきましては、動力消防ポンプの技術上の規格を定める省令に基づき、日本消防検定協会の受託評価品であることと定めてございます。

1、主要諸元につきましては、(1) ポンプ級別、B-3級、(2) 重量、乾燥重量で100キログラム以内、(3) 吸水口径、呼称で75、(4) 吐水口径、呼称で65(ストリームバルブつ

き)、(5) 真空ポンプ、オイルレス真空ポンプ(自動吸水機能つき)、自動吸水切りかえスイッチつき、また手動レバー操作可能なこととしてございます。

2のエンジンでございます。(1) 形式、縦型直列3気筒水冷4ストロークガソリンで、最大出力22キロワット、電子制御燃料噴射装置、(2) 保安装置につきましては、潤滑油圧低下警告装置、回転制御つきでございます。オーバーヒート防止装置、自動回復機能つきでございます。吸水不能時警告装置となっております。(3) の潤滑油については、ウェットサンプ方式でございます。エンジンオイルは潤滑式で外部に排出しないこととしているところでございます。

(4) の始動方式につきましては、セルスターター式、リコイルスターター式の2方式で、リコイルスターターはバッテリー端子が外れた状態でもエンジンが始動のこととしているところでございます。

次に、第5のその他でございますが、1では、メーカー標準の艀装、装備品及び付属品、全て最新の新規製品であることとしてございます。2では、車両製作前にあらかじめ消防屯所を確認することと定めてございます。

別表1では積載装備及び取付装置を、別表2では積載品及び付属品を、別表3では車両本体への積載品及び付属品をそれぞれ定めておまして、内容は記載のとおりでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長(佐藤孝悟君)

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。

8番、佐々木一治議員。

8番(佐々木一治君)

ポンプ車につきまして今ご説明あったところでございますが、質問でございます。

平成28年度も小型ポンプ車を購入しております。平成28年度は780万ということでございますが、今回は777万6,000円ということであります。800万以下ですから入札はないかと思えますけれども、県内には何か所かポンプを売るところがあると思えますけれども、これらについて決めるにあたって、どういう方向でこのポンプ車を決めたのですか。

議 長(佐藤孝悟君)

岩淵総務課長。

総務課長(岩淵毅志君)

一関管内並びに県下で消防ポンプ車両を取り扱っている業者を指名いたしまして、それによる入札によって決定したものでございます。

議 長(佐藤孝悟君)

8番、佐々木一治議員。

8番(佐々木一治君)

わかりました。入札ということでございますが、ポンプ車にもいろいろ種類があると思えますけれども、購入されようとしているポンプ車はどのぐらいのランクなのか、かなり段階があると

思います、そのランクについて。さらには、33年使われたということですが、下取りはないのかということ、その2点についてお伺いします。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵毅志君）

ランクづけというのは特にございませんけれども、一般的に今までも各分団の屯所に配備しておりました機能を有するものということで、特にランクというものは設けてございませんけれども、それと同等以上の性能を有するものということで入札条件として付しているものでございますので、いずれ機能については最新のものでございますので、過去のものよりはずっと性能がよくなっているというところでございます。

それから、下取りについては実施しておりません。老朽化しておりましたので、それについては廃車ということでございます。また、昨年度購入したものにつきましては、役場の特別消防隊のほうで下取りをいたしまして、役場特別消防隊のほうに配備しているものでございます。

以上でございます。

議長（佐藤孝悟君）

8番、佐々木一治議員。

8番（佐々木一治君）

下取りはないということでございますけれども、新しい金額は770万ということで伺っていますが、下取りについては経費がかかるのですか。下取りはほとんど一般の車でも無料では引き取らないよということですがけれども、このポンプ車については、何ぼ経費がかかるから出してくださいという、そういうことはないですか。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵毅志君）

今回の処理につきましては、下取りではなく廃車しておりますので、廃車手数料はかかっているものでございます。

議長（佐藤孝悟君）

そのほかございませんか。

（「進行」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

討論なしと認めます。

これから議案第41号、財産の取得に関し議決を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長（佐藤孝悟君）

起立全員です。

したがって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

議長（佐藤孝悟君）

日程第13、議案第42号、平成28年度平泉町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを議題とします。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

高橋建設水道課長。

建設水道課長（高橋誠君）

議案書14ページでございます。

議案第42号、平成28年度平泉町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての補足説明をさせていただきます。

地方公営企業法において、利益の処分を行う場合は、地方公営企業法第32条第2項の規定により、利益の処分は条例の定めるところにより、または議会の議決を経て行わなければならないと定められておりますことから、平成28年度平泉町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について議会の議決を求めようとするものでございます。

平成28年度平泉町水道事業会計決算書の295ページをお開きいただきたいと思います。

295ページ下段、平成28年度平泉町水道事業剰余金処分計算書（案）によりご説明いたします。

平成28年度平泉町水道事業剰余金処分計算書（案）表、右上上段、未処分利益剰余金の本年度末残高4,536万6,876円のうち2,000万円を資本金への組み入れに、500万円を企業債の償還財源に充てるため減債積立金に、1,700万円を今後予定しております配水池建設費用に充てるため建設改良積立金にそれぞれ積み立てし、処分後の残高336万6,876円については次年度に繰り越しし、老朽化した水道施設の修繕費の増加などにより、決算で欠損金が生じた場合に繰越利益剰余金をもって欠損に充てようとするものでございます。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

議長（佐藤孝悟君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。

9番、佐々木雄一議員。

9番（佐々木雄一君）

未処分利益の剰余金の処分についてですが、ここでは資本金に2,000万円というふうに、あとは減債積立に500万という配分にしてありますが、これは何か決まったことがあるのかということと、どちらかという減債積立のほうに2,000万をして、資本金500という考え方、そういう場

合の損得と言ったらなんですが、それらの費用の比較はしているのでしょうか。

議長（佐藤孝悟君）

高橋建設水道課長。

建設水道課長（高橋誠君）

決算書の292ページをお開きいただきたいと思います。この支出の表の欄外の部分に書いておりますけれども、資本的収入額が資本的支出額に不足する額8,395万7,119円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額798万1,990円、それから建設改良積立金2,000万円及び過年度分損益勘定留保資金5,597万5,129円で補填したということで書いてございますけれども、建設改良積立金2,000万円はここで使っておりますので、その見合う分を資本金へ繰り入れするというところでございます。

それから、減債基金積立の500万につきましては、毎年度余剰金の2割を目途にということで積んでおります。ですから、今年度は500万ということを計上させていただいたところでございます。

以上でございます。

議長（佐藤孝悟君）

よろしいですか。

そのほか質問ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

討論なしと認めます。

これから議案第42号、平成28年度平泉町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（佐藤孝悟君）

起立全員です。

したがって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

議長（佐藤孝悟君）

日程第14、議案第43号、平成29年度平泉町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵毅志君）

議案書15ページをお開きいただきたいと思います。

議案第43号、平成29年度平泉町一般会計補正予算（第3号）につきまして補足説明をさせていただきます。

それでは、15ページの裏をお開きください。

第1表歳入歳出予算補正の補正額でご説明をさせていただきますが、款項同額の場合は項の補正額で説明をさせていただきます。

はじめに、歳入でございます。

1 款町税1,435万円、1 項町民税1,547万円、これは個人の現年課税分の増額でございます。3 項軽自動車税112万円の減。

8 款地方特例交付税、1 項地方特例交付税23万1,000円。

9 款地方交付税、1 項地方交付税512万3,000円、これは普通交付税額の確定に伴う増額でございます。

13 款国庫支出金1,638万8,000円、2 項国庫補助金1,749万円、これには社会保障・税番号制度システム整備費補助金281万5,000円の増額、放射性物質汚染廃棄物処理事業費補助金278万2,000円の増額、社会資本整備総合交付金1,154万6,000円の増額が含まれております。3 項委託金110万2,000円の減。

14 款県支出金1,701万6,000円、1 項県負担金1 万円、2 項県補助金1,704万6,000円、これにはアカマツ広葉樹林化伐採委託金1,601万6,000円の増額が含まれております。3 項委託金4 万円の減。

17 款繰入金、2 項基金繰入金4,711万1,000円の減、これは財政調整基金繰入金の減額でございます。

18 款繰越金、1 項繰越金1 億2,979万4,000円、これは前年度からの繰越金でございます。

19 款諸収入、5 項雑入99万8,000円の減。

20 款町債、1 項町債590万円の減、これは臨時財政対策債1,490万円の減額、道路橋梁改良事業債900万円の増額でございます。

歳入合計1 億2,889万3,000円。

次に、16ページをお開きいただきたいと思います。

歳出でございます。

2 款総務費7,636万6,000円、1 項総務管理費7,341万9,000円、これには財政調整基金積立金6,746万2,000円の増額、浄土の館周辺環境整備工事費391万4,000円の増額が含まれております。

3 項戸籍住民基本台帳費294万9,000円、5 項統計調査費2,000円の減。

3 款民生費267万3,000円、1 項社会福祉費378万円の減、これには健康福祉交流館特別会計繰出金310万3,000円の減額が含まれております。2 項児童福祉費645万3,000円、これには平泉保育所のゼロ歳児入所者数の増に伴う臨時職員賃金606万6,000円の増額が含まれております。

4 款衛生費106万4,000円、1 項保健衛生費7 万5,000円、2 項清掃費98万9,000円。

6 款農林水産業費2,275万4,000円、1 項農業費22万4,000円の減、2 項林業費2,297万8,000円、これにはほだ木搬出・運搬業務委託料304万1,000円の増額、アカマツ広葉樹林化伐採委託料1,601万6,000円の増額が含まれております。

7 款商工費、1 項商工費100万円。

8 款土木費2,309万8,000円、2 項道路橋梁費2,499万円、これには町道祇園線の工事費400万円の増額、用地取得費400万円の減額、橋梁修繕工事費2,400万円の増額が含まれております。4 項都市計画費189万2,000円の減。

9 款消防費、1 項消防費128万3,000円の減。

10 款教育費322万1,000円、1 項教育総務費3 万円、2 項小学校費271万2,000円、3 項中学校費5 万6,000円。

次に、16ページの裏をお開きください。

5 項社会教育費42万3,000円。

歳出合計1 億2,889万3,000円。

次に、議案書17ページをお開きください。

第2 表地方債補正でございます。

これは起債限度額の変更でございます。臨時財政対策債の変更前の限度額1 億4,520万円を1 億3,030万円に、道路橋梁改良事業の変更前の限度額1 億7,150万円を1 億8,050万円にそれぞれ変更しようとするもので、起債の方法、利率、償還の方法につきましては変更前と同じでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（佐藤孝悟君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

9 番、佐々木雄一議員。

9 番（佐々木雄一君）

19ページの裏に雑入がございます。そこで自治総合センターコミュニティ助成金が減額100万になっておりますが、どこかの地区公民館の補助がなくなったのかどうかをお聞かせ願いたいと思います。

次に、20ページ、一般管理費の14節使用料の関係、例規データシステム使用料、補正で出てくるということは、年間でこれはシステム使用料が決まっていたはずなのですが、ここに出てきたというのは何があるのかお聞かせ願いたいと思います。

22ページの裏にございます農地費に関してですが、ここで農集排の特別会計の繰出金が減額になっている、この理由をお知らせ願いたいと思いますし、23ページの農林費、林業振興費の中でアカマツ広葉樹林化伐採委託料、この事業内容はということなのかお聞かせ願いたいと思います。

あとは、その裏にございます道路新設改良費、ここでは用地取得費が400万減額で、工事費が

400万増になっております。これを見ると、用地を買収をやめて工事費に回したように見えるのですが、この事情をお聞かせ願いたいと思います。

議長（佐藤孝悟君）

岩渕総務課長。

総務課長（岩渕毅志君）

はじめに、19ページの裏、雑入の説明欄、自治総合センターコミュニティ助成金100万円の減額でございます。これにつきましては、今年度、婦人消防協力隊がいろいろなイベント等の際に使っております紺のズボンがございます。この紺のズボンをこのコミュニティ助成を活用いたしまして購入しようというふうに申請したところでも、不採択というふうな結果となりましたので、今回減額をさせていただいたところでございます。

それから、20ページの一般管理費の14節例規データシステム使用料でございます。これにつきましては、それぞれパソコン上で例規の閲覧をする際の加除等に必要の費用でございます。

以上でございます。

議長（佐藤孝悟君）

高橋建設水道課長。

建設水道課長（高橋誠君）

それでは、22ページ裏の農地費の農集排の繰出金の減でございますが、これにつきましては、農業集落排水事業の平成28年度事業費の確定によりまして繰越額が出たということで、その繰越額が出たことによります精算によりまして、一般会計からの繰り入れを減額するものでございます。

それから、23ページ裏の土木費の道路改良費の工事費を増やして公有財産購入費を減らしたということでございますが、これは祇園線の工事でございます。今架けようとしております新しい太田川橋の護岸工事の、河川整備の関係で護岸工事を県に求められておりましたが、その護岸工事を当初は橋梁架設後にやろうということで考えておりましたが、現場精査の結果、桁をかける前であれば工事ができないということが判明しましたことから、用地費を減らして、その分を工事費に回して、その護岸工事を今年度に、橋の架設前にやっしまおうということで組み替えをさせていただいたものでございます。

以上でございます。

議長（佐藤孝悟君）

菅原農林振興課長。

農林振興課長（菅原幹成君）

23ページのアカマツ広葉樹林化伐採委託料1,600万ほどでございますけれども、これはいわて環境の森整備事業ということで、平成18年からいわての森林づくり県民税条例というものがスタートして5年ずつ延長しておりますけれども、年間7億円の税収を財源にこうした事業が行われておまして、この事業につきましては今回平成28年度から新規事業ということで、主要道路及び公共施設等の周辺で倒木被害の予防とか、あとは景観保全等を図るためにアカマツの枯損木等

を伐採して広葉樹林への天然更新を図るというふうな中身になっております。これはこの税を100%補助ということで実施しますが、具体的には中尊寺境内の中にかなりアカマツの枯損木があるということですし、あとウオーキングトレイルの周辺等々、広い範囲ですけれども、今回県のほうからそういう声があって、中尊寺とも協議をして、この事業を実施することとしたところでございます。

以上でございます。

議長（佐藤孝悟君）

9番、佐々木雄一議員。

9番（佐々木雄一君）

不採択になってズボンがなくなったというのはわかりましたが、例規データシステム使用料って、追録のデータの関係でしたらこういう使用料にはならないのではないですか。これは年間の使用料と同じような表記の仕方ですが、何か表記の間違いではないですか。もう一度お聞きします。

それと、今のアカマツ広葉樹林の関係ですね。アカマツを切って広葉樹林にかえるというように聞こえたのですが、そうしますと、町内のアカマツについては全てというか、残すのかどうかわからないですが、アカマツは伐採して広葉樹林の育成を図るということでよろしいか確認したいと思います。

議長（佐藤孝悟君）

岩渕総務課長。

総務課長（岩渕毅志君）

20ページの例規システム使用料の内容でございますけれども、ちょっと手持ちの資料がございませんので、事務室のほうに戻って確認をさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

議長（佐藤孝悟君）

休憩いたします。

休憩 午前11時35分

再開 午前11時37分

議長（佐藤孝悟君）

再開いたします。

岩渕総務課長。

総務課長（岩渕毅志君）

それでは、お答えをいたします。

先ほど、私、条例改正電子データ加除というふうなことを申し上げましたけれども、それについては訂正させていただきまして、今回の使用料の増額につきましては、今までインターネット

回線を使用していたものを、外部からのウイルス等々の対策を強化するためにL G W A N回線に切り替えるための使用料でございました。

以上でございます。

議長（佐藤孝悟君）

よろしいですか。

菅原農林振興課長。

農林振興課長（菅原幹成君）

この事業については、町内全域というわけではなくて、景観を守らなければならないようなところ、あるいは主要道路の周辺ということで、今回は中尊寺境内の中を対象としております。ということで、町内全てというわけではございません。アカマツと松くい虫等で枯れている樹木ということになります。

議長（佐藤孝悟君）

4番、三枚山光裕議員。

4番（三枚山光裕君）

20ページ、総務費の中の15ですけれども、浄土の館の関係です。もう少しどういった整備事業なのかということ詳しく。それから、今後もこれはこういった支出が増えてくるのか、これを決める段階でもいろいろ不安視もあって、そういったこともあって、その辺をお聞きしたい。それから、利用状況というか、今どういう状況になっているのかということをお尋ねしたいと思います。

それから、23ページの商工費です。店舗リフォームの関係です。100万積み増しということで、この辺も総括の中でもいろいろ答弁をされていますが、この辺もうちょっと、今後の見込みなんかも含めてこういうことになったのかお尋ねします。

以上です。

議長（佐藤孝悟君）

八重樫まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（八重樫忠郎君）

浄土の館の周辺整備事業ということで今回補正に上げさせていただきました。それで、浄土の館に関しましては、中身に関しましては地方創生加速化交付金を入れて改修したところでございますが、周辺整備が行われていなかったということで、職員と指定管理者で、木と駐車場整備につきましては自前で行いましたが、フェンス等々につきまして、あとは毛越寺駐車場からの階段等についてはどうしても修繕が必要だと。あとは館の施設整備というほうで28万6,000円上げておりますけれども、これらにつきましては、建物に行くところのスロープの整備をしなければいけないということで、このたび上げさせていただいたものでございます。

それで、今回の整備によりまして街灯等々も全て整備できますので、今後は不測のことがない限りはないものだろうというふうに思っております。

それで、今現在の状況でございますけれども、まだ先月分のものが上がってきてはおりません

が、概算でお聞きしたところですが、7月末日にオープンいたしまして8月、1カ月が過ぎたということでございますけれども、売り上げとしては80万円弱あったということでしたので、多い額ではございませんが、まだ宣伝等々が全て完備されていない中と、お盆休み等含まれた中では、予想よりは上がったのかなというふうな形では考えております。

今後、町といたしましても、さまざまな機会を捉えて宣伝してまいりたいと思っておりますし、来週の月曜日からはエフエム岩手も開局いたしますので、宣伝等に努めていくことで需要を増やしてまいりたいというふうに思っております。ホームページ等々も開設したことによりまして、ご覧いただければわかりますけれども、既に満員になっている土日等もございますので、今後そういうふうな形で伸ばしてまいりたいというふうに思っておりますのでございます。

以上でございます。

議長（佐藤孝悟君）

稲葉観光商工課長。

観光商工課長（稲葉幸子君）

23ページの7款商工費の店舗リフォーム促進支援事業補助金の100万円の補正についてでございますが、この制度につきましては、平成29年度に新たに補助制度ということで立ち上げた事業でございます。50万円を上限に2分の1の補助を実施しようとするものでございまして、8月現在、申請いただきまして交付決定を行っている事業者が2件ございます。なので、当初予算が150万円でございますので、100万円については現在補助決定がされているということです。

現在、観光商工課のほうには、そのほかに2事業者から店舗の補修を考えているということで相談をいただいているところでございますので、あと3月までの事業を考えますと、加えてあと1事業者ぐらい可能性があるのではないかとということで、今回3事業者分ということで100万円の補正をお願いしたところです。

以上です。

議長（佐藤孝悟君）

4番、三枚山光裕議員。

4番（三枚山光裕君）

浄土の館の利用者の内訳というよりは、どういった層の人たちが利用しているのかということをお尋ねします。

議長（佐藤孝悟君）

八重樫まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（八重樫忠郎君）

先ほど申し上げたとおりでございまして、まだ正確な報告が上がってきていない段階ではございますが、把握しているところでは大学の団体が数件はあったと聞いております。あとは、さらに一般の方が何件かお泊りになったということでしたし、あと外国人の方も数名あったというふうに聞いております。きょうも、来年の1月のことではございますが、二十日夜祭に合わせてぜひあそこを貸し切りしたいという連絡もあったようです。そういう問い合わせがありますので、ぜひ

ひともそういう宣伝等々に努めてまいりたいというふうに思っておるところでございます。

議長（佐藤孝悟君）

2番、高橋拓生議員。

2番（高橋拓生君）

23ページ裏の8款土木費、15の橋梁修繕工事費ですけれども、先ほど建設水道課長のほうから一部説明はいただきましたけれども、どこの場所かをお聞きしたいです。

続きまして、24ページの一番上の19の生活再建住宅支援事業補助金100万8,000円について、この実施件数をお聞かせください。

議長（佐藤孝悟君）

高橋建設水道課長。

建設水道課長（高橋誠君）

橋梁修繕工事でございますが、これは橋梁の長寿命化計画にのっとって計画的に進めております修繕工事でございますが、今年度の場合は小金沢橋の改修を予定しているところでございます。

それから、住宅再建支援事業補助金でございますが、これにつきましては3件の追加要望が来ておりますので、3件追加分ということで100万8,000円の補正をお願いするものでございます。

以上でございます。

議長（佐藤孝悟君）

2番、高橋拓生議員。

2番（高橋拓生君）

橋梁修繕工事に関しましては多額の費用がかかると思われますが、今後の橋梁修繕の予定などがあれば教えていただきたいのと、生活再建補助金に関しましては平成30年度で国の終了予定だと思いますけれども、まだまだ継続的にあるのかの見込みを教えていただきたいと思っております。

議長（佐藤孝悟君）

高橋建設水道課長。

建設水道課長（高橋誠君）

橋梁の修繕につきましては、国庫補助対応ということで、国の予算のつけ方にもよりますが、担当課といたしましては、毎年1橋ぐらいつつ補修をしていきたいという考えでおります。

それから、生活再建支援事業でございますが、これも問い合わせが数件ございます。まだこの先も要望があるだろうというふうには考えております。

議長（佐藤孝悟君）

6番、高橋伸二議員。

6番（高橋伸二君）

20ページの裏でございますが、11目の地域活力推進費なのですけれども、最初にお伺いしたいのですが、地域活力推進費と地域課題対応事業との位置づけをちょっとお聞かせください。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵毅志君）

地域課題対応事業につきましては、主に行政区から上がってきておりますソフト的なものが主となりまして、簡易的、大体1件5,000円程度で済ませられるような内容のもの、地域活性化に伴います各地区の団体等の活動費用でありますとか、あとは草刈りとかそういうものに充てていただくというような内容のものでございます。

それから、地域活力推進費の1,000万円については、額的には大体、最大でも各地区に、各区長さんをお願いしているのは二、三百万程度ぐらいの若干地元の住民だけでは対応できないような課題に対しまして、町のほうからも支援をするので、できれば、本来であれば原材料支給等で対応できるような内容ということではじめたものでございますけれども、近年につきましては、なかなか原材料支給等だけでは対応できないような小規模な工事が増えているところでございますので、それにつきましても、あまり大規模ではない、建設水道課で担当します維持補修的な工事よりも若干小さい、300万未満程度の内容の工事に対しても対応させていただくような形で今取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

議長（佐藤孝悟君）

6番、高橋伸二議員。

6番（高橋伸二君）

わかりました。これまで予算審議などを含めて答弁をされてきている内容と大差ないので安心をしたのですが、実は、平成28年度決算の中では、この地域活力推進費全額が補正でゼロにされてしまっているのですね。その行く末を聞きましたら、地域課題対応事業としてやりましたということで、先般の決算の質疑の中でも2カ所、それから道路改修2カ所、合わせて4カ所の経費支出として見ているわけです。

それで、昨年度のたしか決算審議だったというふうに思うのですが、いわゆるこの地域課題対応については、1件300万もあれば大体できるようなものについて積極的にやっていきたいと、こういうお話をいただいたわけですが、今お話を聞きますと、小規模な工事で300万というところは変わらないのですが、現実に平成28年度決算の工事費を見ると、それを上回っているわけですよ。そういうことで、全体で36ある事業が今いくら残っていて、そしてこれからどの程度の年月をかけてそれら36の残事業を実施しようとしているのかというのが全く見えない。

なぜかという、この地域活力推進費750万円、補正前なのでございますけれども、実は6月議会で250万減額しているのですね。そして今回200万減額ですから、半分に減額したわけですよ。ところが、昨年は全額減額をしておきながら、平成28年度決算ではご案内のように480万円の不用額を出しているのです。

したがって、この地域課題対応事業との関連を含めて、どのような理由で450万円も上二半期の間で削減をすることになるのか、それをお聞かせください。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩渕毅志君）

地域活力推進費1,000万の予算枠につきましては、基本的に当初予算といたしましては総務課のこの地域活力推進費の項目に計上させていただいておりますけれども、最終的には実施する事業、ほとんどが建設水道課で実施していただいております道路維持補修関係の予算に回るものでございます。そちらの予算のほうに6月あるいは9月議会におきまして組み替えをさせていただきまして、そちらのほうから支出させていただいているものでございますので、不用額という形では1,000万円については残っていないはずでございます。ほとんどこれは使い切っているというふうに考えてございます。それはたぶん、他の建設水道課のほうの維持費として予算計上した分の予算の不用額であると理解してください。1,000万円の地域活力推進費につきましては、全て充当させていただいております。

以上でございます。

議長（佐藤孝悟君）

6番、高橋伸二議員。

6番（高橋伸二君）

実行される予算の執行に、これは地域課題からの振り分け分だとか、そういうふうな名前がついているわけではないので読みようがないのですが、少なくとも年間1,000万円の予算計上をした中で、行政区長などから含めて出されている地域課題にしっかりと対応していくと、この考え方には変わりはないということだけ確認できればいいです。

議長（佐藤孝悟君）

岩渕総務課長。

総務課長（岩渕毅志君）

高橋伸二議員からご指摘のとおり、そのつもりで実施してございます。

以上でございます。

議長（佐藤孝悟君）

ほかにございませんか。

（「進行」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

それでは、進行いたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

討論なしと認めます。

これから議案第43号、平成29年度平泉町一般会計補正予算（第3号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（佐藤孝悟君）

起立全員です。

したがって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩といたします。

休憩 午前 11時55分

再開 午後 1時00分

議長（佐藤孝悟君）

再開をいたします。

日程第15、議案第44号、平成29年度平泉町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

菅原町民福祉課長。

町民福祉課長（菅原克義君）

議案第44号、平成29年度平泉町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の補足説明をさせていただきます。

議案書26ページ裏をご覧ください。

第1表歳入歳出予算補正でございますが、款項同額ですので、項の補正額で説明いたします。まず、歳入でございます。

1款国民健康保険税、1項国民健康保険税344万円の減、国民健康保険税の減額でございます。

3款国庫支出金、2項国庫補助金213万1,000円、社会保障・税番号システム整備費補助金及び国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金でございます。

5款療養給付費交付金、1項療養給付費交付金4,369万2,000円の減、退職者医療交付金の減額でございます。

7款前期高齢者交付金、1項前期高齢者交付金4,015万3,000円の減、前期高齢者交付金の減額でございます。

9款繰入金、1項他会計繰入金23万8,000円の減、事務費繰入金の減額でございます。

10款繰越金、1項繰越金9,315万円。

歳入合計775万8,000円でございます。

次に、歳出でございます。

1款総務費、1項総務管理費189万3,000円、一般管理費でございます。

2款保険給付費、1項療養諸費110万7,000円の減、退職被保険者等療養給付費の減額でございます。

3款後期高齢者支援金等、1項後期高齢者支援金等585万8,000円の減、後期高齢者支援金等の減額でございます。

9款諸支出金、1項償還金及び還付加算金1,283万円、療養給付費等負担金及び退職者医療交

付金の精算による返還金でございます。

歳出合計775万8,000円でございます。

以上ですので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（佐藤孝悟君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

討論なしと認めます。

これから議案第44号、平成29年度平泉町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（佐藤孝悟君）

起立全員です。

したがって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

議長（佐藤孝悟君）

日程第16、議案第45号、平成29年度平泉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

菅原町民福祉課長。

町民福祉課長（菅原克義君）

議案第45号、平成29年度平泉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の補足説明をさせていただきます。

議案書31ページの裏をご覧ください。

第1表歳入歳出予算補正でございますが、款項同額の補正ですので、項の補正額でご説明をいたします。

まず、歳入でございます。

4款繰越金、1項繰越金86万4,000円。

歳入合計86万4,000円でございます。

次に、歳出でございます。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金、1 項後期高齢者医療広域連合納付金86万4,000円。
歳出合計86万4,000円でございます。

以上ですので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長（佐藤孝悟君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（佐藤孝悟君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（佐藤孝悟君）

討論なしと認めます。

これから議案第45号、平成29年度平泉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議 長（佐藤孝悟君）

起立全員です。

したがって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

議 長（佐藤孝悟君）

日程第17、議案第46号、平成29年度平泉町健康福祉交流館特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

菅原町民福祉課長。

町民福祉課長（菅原克義君）

議案第46号、平成29年度平泉町健康福祉交流館特別会計補正予算（第1号）の補足説明をさせていただきます。

議案書33ページの裏をご覧ください。

第1表歳入歳出予算補正でございますが、款項同額の補正ですので、項の補正額でご説明をいたします。

まず、歳入でございます。

2 款繰入金、1 項他会計繰入金310万3,000円の減、一般会計繰入金の減額でございます。

3 款繰越金、1 項繰越金318万9,000円。

歳入合計8万6,000円でございます。

次に、歳出でございます。

1 款総務費、1 項総務管理費 8 万6,000円。

歳出合計 8 万6,000円でございます。

以上ですので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長（佐藤孝悟君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（佐藤孝悟君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（佐藤孝悟君）

討論なしと認めます。

これから議案第46号、平成29年度平泉町健康福祉交流館特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議 長（佐藤孝悟君）

起立全員です。

したがって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

議 長（佐藤孝悟君）

日程第18、議案第47号、平成29年度平泉町町営駐車場特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

稲葉観光商工課長。

観光商工課長（稲葉幸子君）

それでは、議案書35ページでございます。

議案第47号、平成29年度平泉町町営駐車場特別会計補正予算（第1号）につきまして補足説明をさせていただきます。

それでは、35ページの裏、第1表歳入歳出予算補正で説明をさせていただきますが、款項同額ですので、項の補正額でご説明を申し上げます。

はじめに、歳入でございます。

3 款繰越金、1 項繰越金432万7,000円、前年度からの繰越金でございます。

歳入合計432万7,000円。

次に、歳出でございます。

1 款総務費、1 項総務管理費432万7,000円、この中には毛越寺駐車場歩道柵改修工事費127万円、駐車場施設整備基金積立金232万9,000円が含まれております。

歳出合計432万7,000円。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（佐藤孝悟君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。

8 番、佐々木一治議員。

8 番（佐々木一治君）

工事請負費の127万でございますが、まちづくり推進課で浄土の館周辺環境整備でお金を出しておりますが、歩道の柵ということで、これはまちづくり推進課のほうでの整備でできなかったのか、あるいはこれは双方でというか、この柵というのはどこなのですか。

議長（佐藤孝悟君）

稲葉観光商工課長。

観光商工課長（稲葉幸子君）

今回、補正でお願いしております毛越寺駐車場の歩道柵の改修工事でございますが、矢の尻川を挟みまして南側のほうが浄土の館のほうの敷地になりますので、これは先ほど一般会計のほうで可決をいただいたものになりますし、今ご提案を申し上げているのは、矢の尻川を挟んで北側と申し上げたらいいのでしょうか、その分は毛越寺の駐車場の管理すべき土地となっておりますので、その境目のところの川から北側のところの毛越寺駐車場にかかっている今白い柵がついていますが、その柵が老朽化によって倒れたり曲がったりしている状況でございますので、約55メートルにかけて柵を改修しようとするものです。

議長（佐藤孝悟君）

8 番、佐々木一治議員。

8 番（佐々木一治君）

今ご説明いただきましてわかりましたが、これはまちづくり推進課のほうでできなかったのか、あるいは駐車場会計でというか、まちづくり推進課のほうでの修理と同時にすればもっと安くできたのではないかと思うのですけれども。

議長（佐藤孝悟君）

稲葉観光商工課長。

観光商工課長（稲葉幸子君）

土地の敷地が毛越寺駐車場の土地となっておりますので、これは毛越寺の駐車場の駐車場会計で改修すべきものというふうに考えております。

議長（佐藤孝悟君）

ほかにございませんか。

(「進行」の声あり)

議長(佐藤孝悟君)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(佐藤孝悟君)

討論なしと認めます。

これから議案第47号、平成29年度平泉町町営駐車場特別会計補正予算(第1号)を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長(佐藤孝悟君)

起立全員です。

したがって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

議長(佐藤孝悟君)

日程第19、議案第48号、平成29年度平泉町下水道事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

高橋建設水道課長。

建設水道課長(高橋誠君)

それでは、議案書38ページでございます。

議案第48号、平成29年度平泉町下水道事業特別会計補正予算(第1号)について補足説明をさせていただきます。

それでは、38ページの裏の第1表歳入歳出予算補正でございます。款項同額でございますので、項の補正額でご説明申し上げます。

はじめに、歳入でございます。

1 款分担金及び負担金、1 項負担金7万8,000円。

2 款使用料及び手数料、1 項使用料5,000円。

4 款繰入金、1 項他会計繰入金295万円の減。

5 款繰越金、1 項繰越金197万2,000円。

歳入合計89万5,000円の減。

次に、歳出でございます。

1 款下水道事業費、1 項下水道事業費89万5,000円の減。

歳出合計89万5,000円の減。平成28年度の決算で繰越額が確定したことによる補正でございます。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

議 長（佐藤孝悟君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

8 番、佐々木一治議員。

8 番（佐々木一治君）

歳出の分でございますけれども、15節で工事請負費50万、汚水管の布設工事費ということで、これはどこになりますか。

議 長（佐藤孝悟君）

高橋建設水道課長。

建設水道課長（高橋誠君）

今、整備を進めております祇園地区の汚水管布設工事になります。祇園地区です。

議 長（佐藤孝悟君）

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（佐藤孝悟君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（佐藤孝悟君）

討論なしと認めます。

これから議案第48号、平成29年度平泉町下水道事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議 長（佐藤孝悟君）

起立全員です。

したがって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

議 長（佐藤孝悟君）

日程第20、議案第49号、平成29年度平泉町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

高橋建設水道課長。

建設水道課長（高橋誠君）

それでは、議案書41ページでございます。

議案第49号、平成29年度平泉町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の補足説明をさせていただきます。

それでは、41ページの裏でございます。

第1表歳入歳出予算補正でございます。款項同額でございますので、項の補正額でご説明を申し上げます。

はじめに、歳入でございます。

1 款分担金及び負担金、1 項分担金 5 万円の減。

2 款使用料及び手数料、1 項使用料 7,000 円。

3 款繰入金、1 項他会計繰入金 150 万 3,000 円の減。

4 款繰越金、1 項繰越金 197 万 2,000 円。

5 款諸収入、1 項雑入 8 万円の減。

歳入合計 34 万 6,000 円。

次に、歳出でございます。

1 款農業集落排水事業費、1 項農業集落排水事業費 34 万 6,000 円。

歳出合計 34 万 6,000 円。平成 28 年度の決算で繰越金が確定したことによります補正でございます。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

議長（佐藤孝悟君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。

9 番、佐々木雄一議員。

9 番（佐々木雄一君）

42 ページ、受益者分担金でございますが、5 万円のマイナスになってはいますが、この内容はどのようなものでしょうか。

議長（佐藤孝悟君）

高橋建設水道課長。

建設水道課長（高橋誠君）

分担金でございますが、分割で納付している方につきまして前倒しで納付していただいたことによります減額でございます。

議長（佐藤孝悟君）

ほかにございませんか。

（「進行」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

討論なしと認めます。

これから議案第49号、平成29年度平泉町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（佐藤孝悟君）

起立全員です。

したがって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

議長（佐藤孝悟君）

日程第21、議案第50号、平成29年度平泉町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

高橋建設水道課長。

建設水道課長（高橋誠君）

それでは、議案書44ページでございます。

議案第50号、平成29年度平泉町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）の補足説明をさせていただきます。

それでは、44ページの裏、第1表歳入歳出予算補正でございます。款項同額の場合は、項の補正額でご説明をさせていただきます。

はじめに、歳入でございます。

4款繰入金、2項基金繰入金894万9,000円の減。

5款繰越金、1項繰越金1,185万6,000円。

歳入合計290万7,000円。

次に、歳出でございます。

1款水道事業費290万7,000円、1項水道管理費470万6,000円、2項営繕費5万円、3項水道事業費184万9,000円の減。

歳出合計290万7,000円。平成28年度の決算で繰越金が確定したことによります補正でございます。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

議長（佐藤孝悟君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(佐藤孝悟君)

討論なしと認めます。

これから議案第50号、平成29年度平泉町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長(佐藤孝悟君)

起立全員です。

したがって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

議長(佐藤孝悟君)

日程第22、同意第10号、固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求めることについてを議題とします。

本案について、提出者の説明を求めます。

青木町長。

町長(青木幸保君)

それでは、追加議案、人事案件のご説明をさせていただきます。

議案書その2の1ページをお開きください。

同意第10号の提案理由を申し上げます。

固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求めることについてでございます。

次の者を固定資産評価審査委員会の委員に選任することについて、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めようとするものでございます。

氏名、須藤昭義。住所、生年月日は記載のとおりでございます。

この同意案件は、須藤昭義委員が平成29年9月27日をもって任期満了になりますことから、引き続き須藤昭義氏を委員として選任したいので、同意をお願いしようとするものでございます。

どうぞよろしく願いいたします。

議長(佐藤孝悟君)

以上で説明を終わります。

人事案件ですので、質疑、討論を省略して、これから同意第10号、固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求めることについてを採決します。

本件はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長(佐藤孝悟君)

起立全員です。

したがって、同意第10号、固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求めることにつ

いては同意することに決定しました。

議長（佐藤孝悟君）

日程第23、同意第11号、教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてを議題とします。

本案について、提出者の説明を求めます。

青木町長。

町長（青木幸保君）

議案書その2の2ページをお開きください。

同意第11号の提案理由を申し上げます。

教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてでございます。

次の者を教育委員会の委員に任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めようとするものでございます。

氏名、三浦英子。住所、生年月日は記載のとおりでございます。

この同意案件は、三浦英子委員が平成29年9月30日をもって任期満了となりますことから、引き続き三浦英子氏を教育委員として選任したいので、議会の同意をお願いしようとするものでございます。

どうぞよろしく願いいたします。

議長（佐藤孝悟君）

これで説明を終わります。

人事案件ですので、質疑、討論を省略して、これから同意第11号、教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてを採決します。

本件はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（佐藤孝悟君）

起立全員です。

したがって、同意第11号、教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについては同意することに決定しました。

議長（佐藤孝悟君）

日程第24、発議第2号、議員による県外研修視察の実施についてを議題とします。

本案について、提出者の説明を求めます。

7番、升沢博子議員。

7番（升沢博子君）

発議第2号。平泉町議会議長、佐藤孝悟様。提出者、平泉町議会議員、升沢博子。賛成者、佐々木一治、高橋伸二、三枚山光裕。

議員による県外研修視察の実施について。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出します。

裏をお開きください。

議員による県外研修視察の実施について。

本議会は当町の文化遺産が世界文化遺産に登録され6年目となる今日、その遺産の継承と研究保存、情報発信のための国立博物館誘致を目指し特別委員会を設置しているところである。

また、束稲山麓の豊かな自然と伝統的な農業の営みを一関市、奥州市とともに世界農業遺産への登録を目指している。

あわせて、少子高齢化社会などの社会情勢の急激な変化から定住化対策への取り組みについても重要な課題となっているところから、夫々の分野で先進的な取り組みを行っている施設、自治体を訪問し視察、調査研究を行うことで、今後の議会活動の活性化を図るものとする。

よって議員全員による研修視察を下記のとおり実施することを発議する。

記、1、実施期日、平成29年10月10日火曜日から12日木曜日まで。2、研修視察地、熊本県南関町、熊本県阿蘇市、福岡県太宰府市。3、研修視察目的、(1)定住化対策について、(2)世界農業遺産登録について、(3)国立博物館誘致について。

以上でございます。

よろしくご審議をお願いいたします。

議長（佐藤孝悟君）

以上で提出者の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

討論なしと認めます。

これから発議第2号、議員による県外研修視察の実施についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（佐藤孝悟君）

起立全員です。

したがって、発議第2号、議員による県外研修視察の実施については原案のとおり可決されました。

議長（佐藤孝悟君）

以上で本定例会 9 月会議に付議された全ての議案が議了しました。
閉議の宣言をします。
ご起立願います。
これをもって、平成29年平泉町議会定例会 9 月会議を閉じます。
ご苦労さまでした。

散会 午後 1 時 3 3 分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平泉町議会議長 佐藤 孝 悟

署名議員 三枚山 光 裕

同 真 籠 光 幸